

思支第1634号
令和8年2月9日

保護者様

大阪府立思斉支援学校
校長 井上 昌二

就学奨励費支弁段階決定にかかる個人番号(マイナンバー)利用の希望調査

平素は本校の教育に対し、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、就学奨励費の支弁段階決定に必要な課税情報について、児童生徒本人及び同一世帯の18歳以上(高校生を除く)の世帯員全員の個人番号(マイナンバー)情報を提供していただくことにより大阪府が「税情報」を収集する方法を利用することを希望される場合は、下記の申込書を4月20日までに学校事務室まで提出してください。

なお、保護者の方ご自身で市税事務所等で「課税証明書」等を取得し、学校へ提出していただく場合は、申込書の提出は不要です(6月に別途ご案内します)。

(次頁もお読みください)

担当 事務室 石井

..... 申 込 書

児童生徒番号 _____ (←記入不要です)

_____ 高等部1年 生徒氏名

希望者のみ提出

・就学奨励費支弁段階決定にかかる個人番号(マイナンバー)利用を希望します。

想定される「利点」「注意点」は以下のとおりです。

利点

- ① 世帯構成員のうち、「18歳以上」の方が増えない限り、1回の個人番号(マイナンバー)提示で卒業までの事務処理が可能(増えた場合はその方について提出が必要です)

注意点

- ① 個人番号(マイナンバー)提出者全員の税申告が必要
専業主婦や大学生等で収入が無い方も毎年、市税事務所等で0円申告が必要です。
- ② 情報照会后、何らかの相違点が判明した場合には改めて該当者の税申告と「課税証明書」を保護者ご自身で取得する必要があります。
- ③ 市税事務所等からの情報連携が遅れた場合は就学奨励費支給が遅れる場合があります。

以上の点も含めご理解・ご検討いただき、制度利用を希望される場合は4月20日までに申込書を学校事務室まで提出してください。

希望される方には 後日(4~5月頃)、申請に必要な書類(2種類)を配布いたします。